

公有水面の埋立ての承認について

下記の公有水面の埋立てを承認することについて、山口県知事から意見を求められたので異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第3条第4項の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年12月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

- 1 埋立予定区域
周南市晴海町11番及び12番地先公有水面
- 2 埋立地の用途
埠頭用地
- 3 埋立区域の面積
2,677.72平方メートル
- 4 出願人
国土交通省中国地方整備局長